

## 令和5年度第10回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年12月8日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時20分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	欠席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	10番	白川 透		11番	松本 美樹	
	農業委員会事務局長 亀尾 憲司			農業委員会事務員 田邊 操枝		
出席吏員	産業課主幹 前田 智恵子					
傍聴人	1人					

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
第2号	地域計画策定に伴う特別委員会委員の決定について
第3号	南部町農業振興地域整備計画の一部変更について
報告事項	(1) 活動記録の進捗状況について (2) 地域計画策定に伴う視察について (3) 令和6年農作業標準料金協定額について
その他	(1) 令和5年度第11回南部町農業委員会総会日程 (2) 太陽光発電設備に係る研修について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和5年度第10回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は1番の市川職務代理が欠席でございます。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、10番 白川透委員、11番 松本美樹委員、書記は田邊職員をお願いします。
議案第1号 農用地利用集積等促進計画案の決定について	議長	議事に入ります。議案第1号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書5～17頁）】 農地番号 1番～45番 設定を受ける者： 14名 設定をする者： 24名 設定をする土地： 45筆 計 63,719㎡
	議長	議案第1号につきまして質疑を受けます。
	秦野委員	賃料単価について伺います。9番の さんと11番の さんの地番は隣同士ですが、10アール当たりの賃料が 円も違います。普通ならば同じような金額で揃えられると思いますが、何か理由があるのですか。
	前田主幹	地番が近い所でもありますし、単価を揃えられないかお話はさせていただきましたが、契約者さん同士で、引き続き今までと同じ契約内容でしたいと言う事で、同意を得られず、今回の契約が出ています。
	議長	指導はされたが、契約者双方のご意思と言う事です。
	秦野委員	分かりました。
	田邊委員	秦野委員と同じような意見でございますが、ご指導されたと言う事ですが、他の契約者の金額を見ましても 円は高いと思いますので 円位に統一された方が良いと思います。それから さんはお亡くなりになられたと認識していますが、ご存命ですか。
	前田主幹	(前田主幹、確認の為退室、確認後入室) さんはご存命です。
	野口委員	契約年数についてお尋ねします。基本、中間管理機構は、5年、10年と長い契約を推奨されています。設定されている期間がまちまちですが、恐らく耕作者の年齢等々を加味してのことだと思っておりますが、設定根拠的なものがあるのでしょうか。
	前田主幹	中間管理機構自体は契約期間は10年以上を推奨はされていますが、強制されるものではないので、1作出来る期間であれば契約自体は可能です。3年とか短い契約をされている方は比較的年齢が高い方が多く、これくらいの期間なら出来るのではないかとこの事で契約をされている状況が多いです。
野口委員	それを受けてですが、昨日、 地区で、人・農地ビジョンの会議がありました。その時に、75歳以上の方は早急に跡目を探さないといけない話にな	

		りました。期間について、今後、年齢である程度の線引きをするような事がありますか。      さんの件で中間管理機構と産業課さんでもめたと思います。そのようなこともあるので、長く期間をとって機構に中間保有させたほうが得ではないかと思います。特に今回は使用貸借が多いですが、そのような所は条件もあまり良くない農地だと思いますので、期間については、しっかり検討していただくと嬉しく思います。
	議長	執行部は執行部なりに機構からの通知通りに進めます。野口委員からの意見具申を聞いて、それを通して新たに変えることはありません。そのような認識を持っていただきたいと思います。
	野口委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第1号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』原案通り議決、承認されました。
議案第2号 地域計画策定に伴う特別委員会委員の決定について	議長	議案第2号『地域計画策定に伴う特別委員会委員の決定について』上程します。提案者より説明をお願いします。
	局長	10ページをご覧下さい。前回の農業委員会総会の中でも地域計画を作る上での研修会を行いました。今後、町内を集落ごとに回って行く状況になっております。町が作成するもので、産業課で旗振りをされます。そこに農業委員会として関わっていくのですが、全員で当たるといのは非効率で現実的ではございませんので、特別委員会を設けて、特別委員の方に担当される地域に入っていただきたいと思います。特別委員の方だけがするわけではなく、特別委員の方が、そのエリアのリーダーとなって活動していくと言う内容でございます。そういう意味で特別委員会の委員の決定を提案させていただきます。任期は令和5年12月8日本日から、農業委員の任期である令和8年7月19日まででございます。特別委員には、田邊委員、庄倉委員、黒木委員、足井委員、井上委員、板委員、吉次委員、井田委員。特別委員会の取りまとめ、整理等を行う必要もございますので、委員長として田邊委員、副委員長として庄倉委員を提案させていただきます。
	議長	このことにつきましては、執行部の中で検討して提案させていただきましたが、皆様から忌憚の無いご意見をお聞きしたいと思います。
	糸田委員	地域計画は、法律上で令和7年3月31日までに定めると私は認識しています。この特別委員の任期も7年3月31日までで区切られたほうが良いのではないかと思います。
	局長	法律によって令和7年3月31日までに地域計画を作る計画になっていますが、令和7年までに全集落を回れるかどうか、非常に現実的でないと考えています。努力は図っていきますけども、そこは町の指導等も必要です。引き続き、流れを止めることなく行っていきたく言うところで、委員の皆さんの任期いっぱいにしております。
	議長	継続となった場合、また選考しないといけなくなりますので、農業委員の任期いっぱいお願いしたいと思います。他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『地域計画策定に伴う特別委員会委員の決定について』原

		案通り議決、承認されました。
議案第3号 南部町農業 振興地域整 備計画の一 部変更につ いて	議長	議案第3号『南部町農業振興地域整備計画の一部変更について』上程いたします。提案者より説明を求めます。
	局長	前回の農業委員会総会の中で、議案第2号5条申請番号1番を提案しました。その際に、その前段となる南部町農業振興地域整備計画の計画と差異があり、前回の総会では条件付許可となっておりました。改めて、地域整備計画の一部変更について提案するものです。詳細は産業課より願います。
	前田主幹	令和5年2月9日に農業振興地域整備計画変更協議会でご審議をいただいた について、除外の計画内容について、施設設置者より変更がありました。変更内容ですが、当初は集合住宅棟戸延べ床面積㎡で予定をされていましたが、集合住宅棟戸延べ床面積㎡に変更がかかっています。1棟目については変更ありませんが、2棟目の方が4戸から10戸に増えています。変更の理由については、前回の農業委員会で説明があったように、融資の決定が当初の計画で得られなかった為戸数を増やされたと言う事でした。駐車場面積が若干減るようになりますが、元々かなり余裕がある計画でしたので、戸数的には駐車面積は確保されている状態です。
	議長	前回の総会で、農振に出された計画と農業委員会に出された計画が違っていた為、皆様の総意の中で条件付き許可としました。この度、変更届を出されましたが、質疑がございましたら受けたいと思います。
	一同	なし。
	議長	議案第3号『南部町農業振興地域整備計画の一部変更について』原案通り議決、承認されました。
議案第4号 農業委員会 等に関する 法律第5条第 5項について	議長	議案第4号『農業委員会等に関する法律第5条第5項について』上程します。これは議案書に載っていませんが、本日提案するものです。事務局から説明を求めます。
	局長	まだお配りしていない内容でございます。農業委員会等に関する法律第5条第5項と言う条文がございます。会長が欠けた場合、または事故があったときに、委員が互選した者がその職務を代理すると言う条文でございます。今年の7月20日に改選があり、農業委員、最適化推進委員が決まりました。会長が欠けた場合、あるいは事故があった場合、職務を代理する方として市川代理が選出されました。しかしながら、長期不在の中、総会が成立する、議案を発議するにあたり、会長、職務代理が欠けた場合は頓挫の可能性があるかもしれないと言う事でございます。したがって、そのような場合に、どのように対処するか事前に決めておく必要があるのではないかと考えております。そのような事が無いのが1番ですが、もしもの場合を考えて提案をさせていただくものでございます。
	議長	市川職務代理が長期の休み中に、もしも私に何かあった場合はどうするか事務局と話をしまして、皆さんにご提案させていただくことにしました。このことにつきまして、勝手ではございますが、私のほうに一任を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと言う事でございます。 (議案第4号農業委員会等に関する法律第5条第5項についての議案書配布)

		<p>それでは、議案第4号農業委員会等に関する法律第5条第5項について、代表権について、1番が私、2番が市川職務代理、田邊元史委員と庄倉三保子委員が同等で3番という形でいきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>5. 報告</p> <p>(1) 活動記録の進捗状況について (中間報告)</p>	議長	『(1) 活動記録の進捗状況について (中間報告)』説明を求めます。
	局長	<p>令和5年度の4月から9月までの半年間の活動記録の進捗状況でございます。報告する意図は、毎月の報酬以外に、農業委員、推進委員の方は、活動日数や活動内容に応じて上乗せの報酬条例がございます。南部町だけに限らず全国です。目標数値がございます。目標数値に達成しているか、していないかによって配分され、配分される金額が違ってきます。また、この数値は、今年度と来年度と2カ年にわたって影響する数字でございますので、中間報告をさせていただきます。</p> <p>(地区ごとの活動日数の読み会上げ)</p> <p>全体では、黒木委員を除いた17人の平均が9日になっています。改選前の委員の方々の日数も引き継いでおります。令和5年度の月別の活動日数の目標数値は9日ですので、今のところ目標に達している状況です。これから農繁期が過ぎて、なかなか活動する機会が少なくなってくると思いますが、この9日の目標数字を続けていきたいというところで、数字を上げさせていただきました。</p>
	議長	ご質問はございませんか。ないようですので、今後とも、活動をよろしくお願いします。
	議長	『(2) 地域計画策定に伴う視察について (地域計画策定特別委員会)』説明をお願いします。
<p>(2) 地域計画策定に伴う視察について (地域計画策定特別委員会)</p>	議長	12月6日水曜日に、全員ではございませんが江津市に視察に参っております。その内容が18ページでございます。その際に配られた資料をお配りしています。委員長であります田邊委員より報告をお願いします。
	田邊委員	<p>12月6日に江津に行って参りました。1時30分から3時まで、一覧表の一番下の跡市・有福エリアについての様子を研修させていただきました。会の形式は、丸いテーブルがあって、両サイドに机があって、市役所、島根県農林水産部の方がおられまして、我々は1番最後の方で状況を見学させていただきました。その中にテーブルが2つあって、20名の地区から選出された方がエリアごとに分かれて、農業委員さんも入って会をされていました。航空写真にブルーゾーン、グレーゾーン、レッドゾーンと言う形で色分けがしてありまして、南部町で言うとブルーゾーンは緑判定、グレーゾーンは黄色判定、レッドゾーンは赤判定のようですが、この色分けは、既に江津市役所の方でピックアップされていて、それを見ながら、ここは将来的には駄目だとか、ここは誰々がしてくれるなどの意見が飛び交っていました。江津市は、南さいはくと日南町の印賀を合わせたような所で、天津、大国、法勝寺、天萬のような地域ではないと感じました。南部町でのやり方を聞かれるような積極的な意見交換は出来ませんでした。見学させて頂いて、時間がきて途中失礼したという状況で勉強させて頂いた形でございます。南部町では、振興協議会ごとに部落に分かれてするのが良いのかなと思いました。</p>
	議長	話を聞いてみますと、先日行きました智頭町と状況が似ているようです。人当たりの面積はどれくらいでしたか。
	田邊委員	大きい所で10haくらいで、小さい所で1haくらいで、大小ありますが、大

		体 5ha くらいではないかと思います。
	議長	お聞きになりたい事はございませんか。(質問、意見等なし。)
(3) 令和 6 年 農作業標準料 金協定額につ いて	議長	『(3) 令和 6 年農作業標準料金協定額について』説明をお願いします。
	局長	令和 6 年の農作業料金協定表を載せています。先般、農作業標準賃金協議会を開催し、その中で決められた内容でございます。標準額が 2 段書きになっていますが、左側は令和 5 年の金額、右側が令和 6 年の金額で、大体 5% から 8% の上乘せとなっています。改定日は令和 6 年 1 月 1 日からでございます。下から 2 番目の農業用ドローンの項目ですが、今までは 1 つのくくりでしたが、種子と薬剤散布を別々に分けて上げることになりました。1 番下の堆肥散布は、この度、マニアスプレッダーという散布機が入ってくる関係で項目を増やしました。なお、2,700 円については、オペレーターの人件費、堆肥代は含みませんので、公表する際には、その辺のところを書き加えて公表したいと思います。公表は、2 月の広報及び、ホームページは 1 月 1 日を目安に上げるように予定しております。
	議長	補足説明しますと、10 月には最低賃金が 854 円から 900 円に約 5% 上がりました。農機具については約 10%、部品類は 8 から 12% 値上がりしている実情に中、皆様で協議をして 5% から 8% の上乘せをしました。コンバインについては、元々南部町は他の市町村より高かったので 5% の上乘せ、その他については大体 8% 上げました。以前は、利益相反に関わるような法人の方々が多数出て決めておられましたが、今回はそのような事が無いように、皆が納得いくような賃上げをさせて頂いた次第でございます。米子市さんなどもこの金額を参考にされるそうです。何かご質問はありますか。(質問、意見等なし)
令和 5 年度第 11 回農業員会 総会の日程に ついて	議長	令和 5 年度第 11 回南部町農業委員会総会は、令和 6 年 1 月 10 日 (水) に開催します。
その他	事務員	本日、来年度の農業委員会手帳をお配りしています。身分証明書につきましては、現在使われているものと差し替えをお願いします。
	局長	総会の後に、吉次委員よりご質問のありました、太陽光発電設備に係る研修を鳥取県農業会議から、倉益局長と井上課長を講師に迎えて開催致します。
閉会	議長	これにて令和 5 年度第 10 回南部町農業委員会総会を閉会致します。